

税の障害者控除対象者の認定申請について

豊橋市では障害者手帳をお持ちではないご高齢者（65歳以上）でも、一定の要件を満たす場合、本人、親族または扶養者からの申請によって「障害者控除対象者認定書」を交付します。認定書を確定申告や市民税・県民税の申告時に提出すると、税の障害者控除を受けることができます。

●交付対象者

認定基準日（所得税・市民税・県民税申告対象の年の12月31日）時点において、以下の（1）～（3）の要件をすべて満たす方

- （1）豊橋市に住所があり、65歳以上である
- （2）障害者手帳の交付を受けていない（ただし、障害者手帳等による普通障害者控除対象者のうち、本制度により特別障害者控除の対象になる方は申請することができます。）
- （3）要介護1以上の要介護認定を受けている、または、医師から「おむつ使用証明書」の交付を受けており、下表の基準に当てはまる

区分	基準※1	
障害者	要介護1～5	準寝たきり状態で介護が必要な方 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ介護を必要とする方
		特別障害者
特別障害者	要介護4、5	寝たきり状態で常に介護が必要な方 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ常に介護を必要とする方
		医師が発行した「おむつ使用証明書」の交付を受けている方※2

※1 要介護1～5の方は要介護認定（12月31日時点）の判定に使われた主治医意見書や認定調査票をもとに認定します。

※2 申請時に医師が発行した「おむつ使用証明書」のコピーが必要になります。

●手続きの流れ



※申請が集中する1月中は認定書が届くまでに通常よりお時間をいただく場合があります。

●申請について

①窓口での申請の場合

下記の申請窓口までお越しく下さい。申請書は窓口に用意してあります。

申請窓口 豊橋市役所 東館3階 長寿介護課

②郵送での申請の場合

下記の送付先まで郵送してください。申請書はホームページに用意してあります。

送付先 〒440-8501（住所不要）豊橋市役所 長寿介護課 介護保険グループあて

●税金の控除額

所得控除額	市民税・県民税	所得税
障害者	26万円	27万円
特別障害者	30万円	40万円

●よくある質問

Q. 認定書は障害者控除以外で使うことはできますか？

A. いいえ。確定申告または市民税・県民税の申告時に提出していただき、障害者控除を受けるためのものです。

Q. 認定書は障害者であることを示すものですか？

A. いいえ。認定書は税法上の障害者控除を受けられることを示すもので、障害者手帳の交付を受けた（障害者になった）ことを示すものではありません。

Q. 申請は必ずしなければなりませんか？

A. いいえ。確定申告や市民税・県民税の申告をする方のみ申請してください。また、申告によってすでに非課税となることが判明している場合など、税の控除が不要な方も申請の必要はありません。

Q. 確定申告の必要があるということですか？

A. 申告の必要があるかどうかは分かりかねますので、税務署にお問い合わせください。

●問い合わせ先

① 認定申請に関すること ※税の申告・控除に関する問い合わせにはお答えできません。

豊橋市役所 長寿介護課 介護保険グループ (TEL 51-3131・51-3130)
月曜日～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

② 市民税・県民税の控除に関すること

豊橋市役所 市民税課 (TEL 51-2200)
月曜日～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

③ 確定申告・所得税の控除に関すること

豊橋税務署 (TEL 52-6201) ※自動音声によるガイダンスに従ってください。

●ホームページ

豊橋市役所ホームページ
(<https://www.city.toyohashi.lg.jp>)

障害者控除

検索

●年末年始に勸奨通知が届いた方へ

例年、障害者控除の対象となりうる方へ、勸奨通知(障害者控除対象者認定申請書)をお送りしていましたが、R6年度分をもって勸奨通知の送付を終了いたします。

R7年度以降、障害者控除対象者認定書が必要な方は、裏面申請方法にて申請してください。